

鶴岡市立朝陽第二小学校

学校いじめ防止基本方針



令和7年4月17日 改定

鶴岡市立朝暘第二小学校

学校いじめ防止基本方針 もくじ

1	はじめに	1
2	いじめ問題に対する基本的な考え方	1
	(1) いじめの定義	1
	(2) いじめの解消	2
	(3) いじめの態様	2
	(4) 学校いじめ防止基本方針の策定	2
3	関係者の役割・基本姿勢	2
	(1) 学校及び学校教職員の役割・基本姿勢	2
	(2) 保護者の役割・基本姿勢	4
	(3) 子どもたちの役割・基本姿勢	4
4	いじめ問題等への組織的対応	4
	(1) 学校いじめ防止対策委員会	4
	(2) 学校いじめ問題対応委員会	5
5	関係機関との連携	5
	(1) 教育委員会との連携(含；教育相談センターや青少年育成センター)	5
	(2) 警察署，児童相談所，医療機関などとの連携	5
	(3) 学校相互，中学校ブロック内小中学校などとの連携	5
	(4) 学童保育所，放課後デイサービス，スポーツ少年団などとの連携	5
6	未然防止	5
	(1) いじめについての共通理解	5
	(2) いじめに向かわない態度・能力の育成と指導上の注意	6
	(3) 実施計画	7
7	いじめの早期発見	7
	(1) 小さなサインを見逃さない取組	7
	(2) いじめを訴えやすい雰囲気づくり	7
	(3) 定期的なアンケート調査の実施	8
	(4) Q Uテストの活用	8
	(5) 教育相談の充実	8

8	いじめ問題発生時について	8
	(1) 学校における基本的対応	8
	(2) いじめ対応の基本的な流れ	9
	(3) いじめと認知した場合の対応	9
9	ネット上のいじめへの対応	1 1
	(1) 情報モラル指導の徹底と指導力の向上	1 1
	(2) 家庭・地域，P T Aとの連携	1 1
	(3) 早期発見・早期対応	1 2
1 0	重大事態への対処	1 2
	(1) 重大事態の定義	1 2
	(2) 重大事態への対処	1 2
1 1	校内研修について	1 3
	(1) いじめの理解，組織的な対応等に関する研修	1 3
	(2) 児童理解研修	1 3
	(3) カリキュラムマネジメント研修（学年会等）	1 3
1 2	学校評価について	1 3
	(1) いじめ問題への対応と評価の基本的な考え方	1 3
	(2) 学校評価の進め方	1 3
1 3	その他	1 4
	(1) 校内におけるいじめ防止等に対するP D C Aサイクル	1 4
	(2) 地域や家庭におけるいじめ防止等に対するP D C Aサイクル	1 4

学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

「いじめ」は全ての児童生徒に関係する問題であり、どの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめ問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが重要である。また、いじめには、多様な態様があることを理解し、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たっては、いじめられていても本人がそれを否定する場合があることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。ただし、このことは、いじめられた児童の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。
- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童と何らかの人的関係を指す。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味する。周りから見て、けんかやふざけ合いと捉えられてしまうようなことであっても、目の届きにくい所で被害が発生している場合もあるため、その時の状況や人間関係等も確認し、児童の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断することが重要である。
- いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断することが基本であるが、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、また、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝って教師が指導しなくても仲直りし良好な関係を再び築くことができた場合等においては、指導によってその関係が崩れることがないよう「いじめ」という言葉を使わないで指導・支援する等、十分配慮することも忘れてはならない。ただし、これらの場合であっても、学校のいじめの防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ対策組織」という）と情報共有する。
- インターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要となる。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策組織を活用して行う。

(2) いじめの解消（少なくとも①、②の要件を満たす必要がある）

- ①「いじめに係る行為が止んでいること」（少なくとも3ヶ月以上）
- ②「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

(3) いじめの態様

- ・冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(4) 学校いじめ防止基本方針の策定

国の基本方針、山形県いじめ防止基本方針及び鶴岡市いじめ防止基本方針を参考にして、学校としてどのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校基本方針」（以下、「学校基本方針」という）を定める。

学校基本方針の策定にあたり、以下に示す内容等に十分留意して、いじめ防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処、教育相談体制及び生徒指導体制の整備、校内研修等を計画的に進めていく。

- 学校基本方針を学校のホームページへ掲載し、保護者や地域住民が学校基本方針の内容を容易に確認できるようにするとともに、その内容を、入学時・各年度の開始時に児童、保護者、関係機関等に説明し、児童及びその保護者に対し学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につなげる。

3 関係者の役割・基本姿勢

(1) 学校及び学校の教職員の役割・基本姿勢

学校は、学校基本方針に基づき、児童の尊厳を保持することを目的に、教育委員会、学校、地域住民、家庭、その他の機関および、関係者との連携のもと、いじめ問題の克服に向け、未然防止、早期発見、早期対応、組織的対応等に向け全力で取り組む。

①管理職

- 児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- 学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか定期的に点検する。
- 「生徒指導部会」「特別支援コーディネーター部会」「特別支援教育推進委員会」等を定期的に開き、未然防止に努める。

②学級担任及び学級外

- 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童の示す小さな変化や、危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つ。
- 授業中に言葉をかけたり、休み時間に一緒に遊んだりするなど、可能な限り子どもたちと積極的にふれあうようにする。
- 年2回実施するQ Uテストを児童理解のための手立てとして活用し、児童一人一人が置かれている状況や人間関係の把握に努め、いじめの未然防止と適切な対応を進めていく。
- 個人面談や希望面談の機会を活用し、教育相談を行う。
- 子どもや保護者からの相談や訴えについては、どんな些細なことであっても誠意をもって対応

する。

③養護教諭

○保健室を利用する児童との雑談の中で、その様子に目を配るとともに、いつもと何かが違うと感じた時は、その機会をとらえて悩みを聞く。

○学級担任が気づきにくい子どもの様々な問題の把握に努め「心の居場所」づくりに努める。

④生徒指導主任

○各学年の児童の状況を把握し、未然防止に向けて担任にアドバイスする。いじめが発見された場合は担任のサポートに努める。

○定期的なアンケート調査や面談、教育相談の実施等に計画的に取り組めるように計画する。

○学年会、生徒指導部会、職員会議等の場で、解決策についてリーダーシップを発揮する。

○校長、教頭にいじめについての幅広い情報を提供し、率先して問題解決に当たる。

○学校、家庭、地域が一体となった指導をすすめるために関係機関・団体との連携を積極的に進める。

<いじめに対する朝二小の組織図>



(2) 保護者の役割・基本姿勢

- ①常に子どもの心情に寄り添いながらその理解に努め、子どもが安心、安定して過ごせるよう愛情をもって育む。
- ②どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- ③いじめが許されない行為であることを十分認識し、いじめが許されないことや相手を尊重することの大切さを子どもにしっかりと理解させるとともに、いじめの防止などの取組を学校と連携して進める。
- ④子どものインターネット利用状況を把握するとともに、子どもがネット上のいじめにおいて被害者にも加害者にもならないという意識を高められるように、日頃から話し合う機会を持つ。
- ⑤いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または通報する。

(3) 子どもたちの役割・基本姿勢

- ①自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心をもち、自らが主体的にいじめのない関係づくりに努める。
- ②日々の生活の中で、家族や地域の人たちなど様々な人たちに支えられていることを感じながら、感謝の気持ちを忘れず、自らが「気づき」「考え」「行動する」ことを心がけ、思いやりの心を育む。
- ③周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努める。

4 いじめ問題等への組織的対応

学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うための中核となる組織を置く。

(1) 学校いじめ防止対策委員会

①位置づけ

校内において、日頃からいじめの問題など、生徒指導上の課題について、実効的・組織的に対応するための組織

②構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、教育相談担当教員、必要に応じて当該学年主任及び学級担任等関係教員、地域民や保護者からなる外部関係者（PTA代表等 人選は学校裁量）

③役割

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の際に中核となる。
- ・いじめの相談・通報の窓口となる。
- ・いじめの疑いや問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめを察知した場合に、関係児童に対する事実関係を聴取する。
- ・指導や支援の体制・対応方針を決定する。
- ・保護者との連携などの対応を組織的に実施する。

また、当該組織は、学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めた取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、学校のいじめ防止などの取組について、PDCAサイクルで検証を担う役割を有する。

(2) 学校いじめ問題対応委員会

教育委員会と協議の上、(1)の組織に加え、鶴岡市いじめ問題対応委員会より必要な人員の派遣を受け設置する。

5 関係機関との連携

(1) 教育委員会との連携(含；教育相談センターや青少年育成センター)

国、県の基本方針やいじめ防止等に関係する通知や指導を受け、いじめの未然防止や早期発見、早期対応の取組等のいじめ対策の充実を図る。

また、いじめ防止等に関する活動及び解決が困難な事案等連携が必要と判断する場合には、支援あるいはいじめ解決支援チームの派遣を要請する。さらに、市の小・中学校において重大事態が発生した場合には、学校及び教育委員会の対応や調査について必要な支援を要請する。

(2) 警察署，児童相談所，医療機関などとの連携

教育委員会及び学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは「学校・警察連絡制度」を活用し、鶴岡警察署に報告する。

いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会においていじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、法務局等）との適切な連携が必要であり、学校警察連絡協議会等を通じ、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておく。また、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関等の専門機関との連携を図ったり、法務局等、学校以外の相談窓口についても児童へ適切に周知したりするなど、関係機関と連携する。

(3) 学校相互，中学校ブロック内小中学校などとの連携

いじめの問題が複数の学校にまたがる場合は、学校間が互いに連携し、いじめにかかわる情報を適切に共有して、関係する児童及びその保護者に対する支援や指導、助言を適切に行うことができるよう支援する。また、小・中学校間において、校長会・教頭会・教務主任会・生徒指導主任会等において、いじめにかかわる事実の提供や情報収集をきめ細かく行うなど、接続する小・中学校の連携の充実が図られるよう支援する。

(4) 学童保育所，放課後デイサービス，スポーツ少年団などとの連携

学童保育所とは年2回の情報交換を実施し、お互いの情報を共有する。また、いじめの問題が学童保育所や放課後デイサービス，スポーツ少年団等にも関わる場合は、いじめにかかわる情報を共有して対応を進めていく。

6 未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。

(1) いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。また、児童しても、全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成と指導上の注意

学校の教育活動全体を通して自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

また、いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい分かります。授業づくりを進めていくこと、学級や学年、スポーツクラブ等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていくことにも留意し、ストレスに適切に対処できる力を育てていく。

①わかる授業づくり

- 児童が「わかった、できた」と児童一人一人が充実感や満足感をもてる授業の実践に努める。
- 学習の場における積極的な生徒指導（生徒指導の4つの視点）を取り入れる。

②道徳教育や人権教育の充実

- 道徳の学習を通して、児童の自己肯定感・自己有用感を高める
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育む。

③規範意識の育成

- 生活や学習の規律を定着させることで、規範意識を醸成させるとともに、児童が安心して学ぶことができる環境を作る。

④自己有用感や自己肯定感を育む取組

- 異年齢集団活動の縦割り班活動を行事等で取り入れ、「お世話される体験」と成長したあとに「お世話する体験」の両方を経験し、自己有用感や自ら進んで他者と関わろうとする意欲などを培う。
- 地域の先生による、伊勢原太鼓、季節の花教室、ダンスなどのクラブ活動から、幅広い大人から認められているという思いを味わうことができるようにする。
- 子ども達が進んでチャレンジし、達成できる活動を設定し、自己肯定感を高める。

⑤児童会等が中心となる取組

- 友だちのよいところ、友だちからもらってうれしかったことをメッセージに書いて伝える。「親切運動」に全校で取組み、お互いの良さを認め合う。
- いじめに関する標語コンクールを実施し、全校児童が、必ず「いじめゼロ」について考える。（低学年は保護者と作る）
- 「あいさつ運動」を児童会が中心になって行う。委員会、学級などを単位とし、玄関であいさつを交わし合う。

⑥感動体験や体験活動を取り入れた取組

- 音楽鑑賞教室や美術鑑賞等、友だちと感動を共有できる体験を行うことで、豊かな心を培う。
- 地域福祉センターなえづや保育園を定期的に訪問し、自分より弱い人たちと関わることで温かい心を培う。
- 地域の方との交流を通して、感謝の心を育む。

⑦児童が主体的に活動する取組

- 学級活動や道徳の時間に「いじめ」をテーマにした話し合い活動を行い、いじめを許さない意識の高揚を図る。

⑧家庭や地域と連携した取組

- 「いじめアンケート」の調査結果を保護者や地域に周知するとともに、地域全体で、いじめの問題に取り組む機運を高める。

- 「ネットいじめ」の事例等をもとに、いじめ問題に対する理解を深めると共に、家庭や地域で果たすべき役割等について考える機会とする。
- 学校内にいじめ問題に関する相談窓口を設置し、積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や、地域の方から通学時や放課後の遊びの様子を寄せてもらえる体制を構築する。
- 本校の学校基本方針に関しては、学校ホームページに掲載し、広く保護者、地域住民等に周知を図るようにする。

⑨情報モラルに関する指導

- 情報モラルリテラシーの指導やネットいじめの現状把握と指導を行う。

⑩いじめ対応アドバイザーの活用

- 平時における「いじめ問題対策チーム」に対する指導、助言をいただく。
- いじめ問題に関する研修会の講師をお願いする。

(3) 実施計画

4月 児童理解研修① 校内研修 1 朝暘二小学校いじめ防止基本方針 2 達成目標と年間計画	12月～個別面談（児童全員から聴き取り） 指導・支援 経過観察 学校評価アンケート（保護者）
～5月 児童理解研修②	1月 学校評価（個人評価） 学校評価（学校関係者評価）
6月 QUテスト① いじめアンケート（保護者）① いじめアンケート（児童）①	学校評価集計
7月～個別面談（児童全員から聴き取り） 指導・支援 経過観察	～2月 校内研修（反省職員会議） 1 学校評価の結果について 2 達成目標のふり返り 学校運営協議会での検討
8月 QUテストの結果からの学校研修	3月 学校評価開示
11月 QUテスト② いじめアンケート（保護者）② いじめアンケート（児童）②	児童理解研修 毎週水曜日の終会 気になる児童の共通理解 教育相談日 年4回

7 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目につきにくい場所や時間で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり、軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

また、いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守っていく。

(1) 小さなサインを見逃さない取組

- 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努める。
- 児童が示す変化や危険信号を見逃さないように気づく目、見抜く目、感じる心で、些細な変化にも気づく力を高める。
- 生活ノートや日記などを活用して、交友関係や悩みを把握する。
- 教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

(2) いじめを訴えやすい雰囲気づくり

学校や学級が、どの児童にとっても安心できる場所、落ち着ける場所、自己存在感や充実感を感じられる場所となるように、次のような手立てをとり「居場所づくり」と「絆づくり」を進め、いじめを訴えやすい雰囲気づくりに努める。

①居場所づくり

- ・学習の規律を守り、安定して学習に向かう学級づくりを進める。
- ・「わかった、できた」と児童一人一人が充実感や満足感を持つことができるように、主体的・対話的な深い学びの視点から学習過程の改善を進める。
- ・間違ったり失敗したりしても笑われない学級にする。
- ・課題を抱えている児童に寄り添う。
- ・人間関係に悩む児童の相談にのる。
- ・対人関係のトラブルが起きないように、エクササイズやトレーニングを行う。 等

②絆づくり

- ・「居場所づくり」を進めていくと同時に、教育課程の中に子ども自らが主体的に取り組む活動を意図的・計画的に位置づけ、お互いのことを認め合ったり心のつながりを感じたりできる機会や場を設定する。
- ・学習場面においても、自己有用感を味わうことができるように協働的な学びの場を設定し、子ども同士と一緒に活動することを通して自ら「絆」を感じとっていくことができるようにする。

（３）定期的なアンケート調査の実施

- 年２回（６月・１１月）に、いじめアンケート調査を実施する。
- アンケートの実施に当たっては、アンケートの項目や実施場所、記名の有無など、児童の発達段階に応じて配慮し、児童にとっていじめを訴えやすいアンケートになるようにする。
- 教育計画の中に、アンケート実施後の個別面談（ハートフルタイム）を位置づける。面談にあたっては、次の点に配慮する。
 - ・担任は、児童一人一人と個別に面談を行う。
 - ・児童のしぐさや様子から困り感はないか観察するとともに、話すことを強要せずに「必ずいじめから守る」こと「必ず秘密を守る」ことなどを穏やかに伝え、安心して話ができるような雰囲気をつくるように心がける。
 - ・聴き取りをしている時は、指導はせず、児童の言葉に真摯に耳を傾け、アンケートには書けなかった悩みなどはないか丁寧に聴き取る。

（４）ＱＵテストの活用

- ＱＵテストを児童理解のための手立てとして活用し、児童一人一人が置かれている状況や人間関係の把握に努める。（学校研修でより理解を深めていく）
- ＱＵテストは年２回実施する。前回、または前学年での結果と照らし合わせ、児童一人一人の立場や人間関係の変化、心の変化を見逃すことの内容に丁寧に考察し、いじめの未然防止と適切な対応につなぐ。

（５）教育相談の充実

- アンケート調査にともなう定期的な児童との面談のほか、児童や保護者からの相談に応じて、個別に教育相談を行う。相談は、求めに応じて学級担任以外も行う。
- 連絡帳を通しての訴えや相談についても、丁寧に返事を書いたり必要に応じて電話で連絡をしたりなど誠意をもって対応し、事案によっては教育相談を促すようにする。
- 年４回を「教育相談日」とし、学校から保護者へ案内を配布し、些細な心配事でも安心して相談できるような体制を整えていく。

８ いじめ問題発生時について

（１）学校における基本的対応

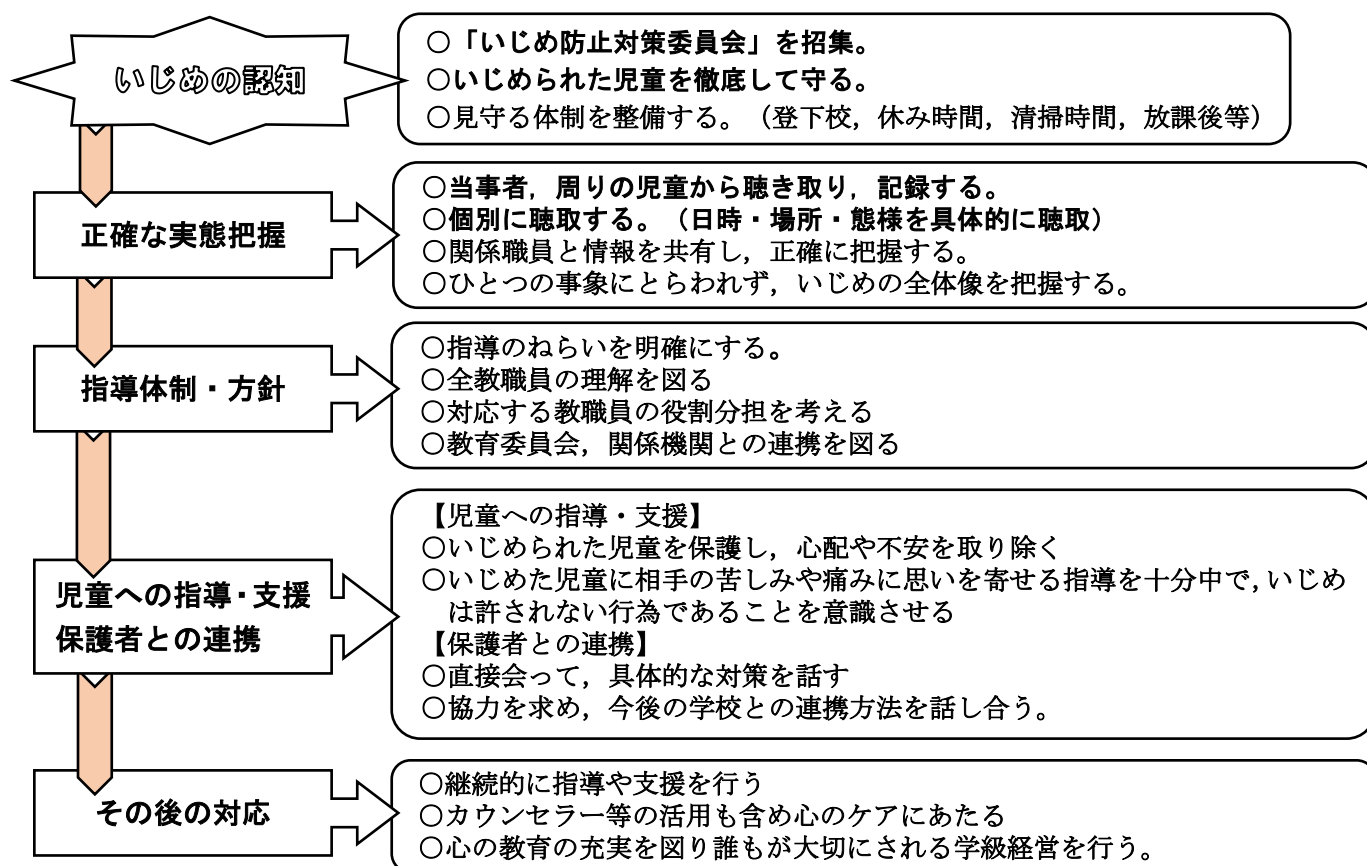
- ① 児童及び保護者からいじめ相談や訴えを受けたときは誠意をもって傾聴し、ささいな兆候で

あっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つ。

- ② いじめが疑われる場面を発見したときは、看過することなく速やかにその行為を止める。
- ③ ①・②を含み、いじめの発見・通報を受けたときは、特定の教職員が抱え込まず、主任及び教頭に報告し、校長判断のもと「学校いじめ防止対策委員会」（法２２条）を招集する。
- ④ 「学校いじめ防止対策委員会」ではいじめの有無を確認し、その結果を教育委員会に報告する（法２３条）とともに、全教職員の共通理解のもと、組織的に対応にあたる。
- ⑤ 個人情報、その扱いに十分注意する。

なお、対応に当たっては、全体に対する指導だけで終わるのではなく、いじめた子ども、いじめられた子どもへの個別の指導と支援を徹底するとともに、いじめている子ども、いじめられている子ども双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求める。

（２）いじめ対応の基本的な流れ



（３）いじめと認知した場合の対応

①いじめられている児童への対応

ア いじめられている児童を必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、教師養護教諭の誰かが必ず相談相手になることを理解させる。

イ 決して一人で悩まず、必ず友人や親、教師等誰かに相談すべきことを十分に指導する。

ウ いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静にじっくりと児童の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。

エ いじめた児童を謝らせたり、双方に仲直りの握手をさせたりしただけで、問題が解決したなどと安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。

オ 児童の長所を積極的に見つけ、認めると共に、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。

カ いじめられている児童を守り通す観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校の措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

②いじめている児童への対応

- ア まず、いじめられた児童の心理的・肉体的苦痛を十分に理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを分からせる。
- イ 当事者だけでなく、いじめを見ていた児童からも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ウ 集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が表面に出ていないことがある。いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- エ いじめた児童が、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、いじめは犯罪であるという認識を理解させる。
- オ いじめた児童の不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気よく、継続して行う。
- カ いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、そのときの指導によって、解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折りに触れて必要な指導を行う。
- キ 十分な指導にもかかわらず、なおいじめが一定の限度を超える場合は、いじめられている児童を守るために、いじめる児童の保護者に対する出席停止措置や警察等の協力を得た厳しい対策をとる。また、出席停止になった児童には、立ち直りのため、個に応じた指導を工夫する。

③いじめられている児童の保護者への対応

- ア いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- イ 家庭訪問をしたり、来校を求めたりして話し合いの機会を早急に持つ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめられている児童を守り通すことを十分に伝える。
- ウ いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- エ 学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や、家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- オ 必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- カ 家庭においても子どもの様子に十分に注意してもらい、子どものどんな小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。

④いじめている児童の保護者への対応

- ア いじめの事実を正確に伝え、いじめられている児童や保護者の、つらく悲しい気持ちに気づかせる。
- イ 教師が仲介役になり、いじめられた児童の保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- ウ いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すと共に、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- エ 児童の変容を図るために、児童との今後の関わり方や、家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

⑤集団へのはたらきかけ

- ア いじめを見た場合には、自分の問題として捉えさせ、たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- イ はやしたてるなど同調する行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ウ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- エ いじめの問題を乗り越えた状態とは、加害児童による被害児童に対する謝罪だけではなく、

被害児童の回復，加害児童が抱えるストレス等の問題の除去，被害児童と加害児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て，双方の当事者や周りの者全員を含む集団が，好ましい集団活動を取り戻し，新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものであることを，児童に伝える。

オ 全ての児童が，集団の一員として，互いを尊重し，認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

9 ネット上のいじめへの対応

（１）情報モラル指導の徹底と教員の指導力の向上

①教科活動等における児童に対する指導の充実

G I G Aスクール構想の1人1台端末を，各教科，特別活動，総合的な学習の時間等で「新しい文房具」として活用していく中で，児童の発達段階に応じた情報モラル教育を，学校体制で意図的，計画的に進めていく。

②児童及び保護者に対する啓発

児童及び保護者が，インターネットを通じて行われるいじめを防止し，効果的に対処することができるよう，鶴岡警察署や鶴岡市教育委員会の指導主事等を講師に，「インターネットの危険性」について理解を深めるためのP T A研修会を計画・実施し，啓発を進めていく。

③教員の指導力の向上

教員が，インターネット上のいじめの現状などの理解を深めるとともに，トラブルが発生した場合の対応を迅速，確実に行うことができるようにするために，研修等を行う。

（２）家庭・地域，P T Aとの連携

保護者会や学年懇談会，地域懇談会等の機会を捉えて，校内における情報モラルに関する指導状況や児童のインターネット利用状況，G I G Aスクール構想のねらい等について，家庭・地域に情報提供を行い，学校と連携してネット上のいじめの未然防止と，早期発見・早期対応に向けた情報共有や相談活動への協力を求めていく。

①G I G Aスクール構想の端末を扱う際のルール等

自分にとって危険な行動や他人に迷惑をかける行動をしないよう，端末やインターネットの特性と個人情報の扱いを正しく理解しながら利用できるように指導し，家庭・地域，P T Aにも協力を求めていく。

○使用時間を守る

○アカウント（I D）・パスワードを適切に取り扱うこと

（第三者に端末を貸さない。第三者にアカウント（I D）・パスワードを教えない）

○不適切なサイトにアクセスしない

○インターネット上のファイルには危険なものもあるので，むやみにダウンロードしない

○本人の許可を得ることなく写真を撮ったり，録音したりしない

○子どもが自分や他人の個人情報（名前，住所，電話番号，メールアドレス等）を，誰もがアクセスできるインターネット上に不用意に書き込まない

○他人を傷つけたり，嫌な思いをさせたりすることを，ネット上に書き込まない 等

②家庭の取組と連携

それぞれの家庭で，子どものインターネット利用状況を把握しておくようにすること，ニュースや新聞記事等からネット上のいじめやインターネットの利用について話題して，子どもがネット上のいじめにおいて被害者にも加害者にもならないという意識を高められるように日頃から子どもと話し合う機会を持つようにすることなど，保護者会や学級のおたよりを通して促していく。

また，学級・学年懇談会などでも話題にし，各家庭のネット使用のルールや携帯電話やゲーム

機の使用状況・フィルタリングの有無など情報交換をしたり相談したりすることができる場を設け、ネット上のいじめの未然防止と、早期発見・早期対応に努める。

③ P T Aの取組と連携

P T Aにおいては、研修会のテーマにネット上のいじめに関することを取り上げたり、学級・学年懇談会において話題にしたり、広報紙により啓発する等の活動を通じてネット上のいじめの未然防止に向けた活動を進めていく。

(3) 3 早期発見・早期対応

①早期発見への取組

いじめやトラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化やサインを見逃すことのないように、日頃から児童一人一人の様子や行動に注意深く観察して児童理解のための情報を蓄積して、児童の心に寄り添いながら声をかけたり、いじめの芽に気づいたりすることができるようにしていく。

また、蓄積に加え、いじめのアンケートや個別面談等により実態把握に努める。

②「ネット上のいじめ」についての相談体制の整備

インターネットを利用している児童が、自分自身もしくは身近な友達へのネット上のいじめを発見した際、どのように対応すればよいかを含め、相談しやすい関係や体制を日頃から築いておく。また、児童が悩みを抱え込まないように、法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、学校への相談以外にも、県や市の関係機関の窓口や相談ダイヤル等があることを周知する。

1 0 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合（自殺を図る、身体に重大な障害を負う、金品等に重大な被害を被る、精神性の疾患を発症する）

② いじめにより児童が相当の期間欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

※児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合には、十分な調査等を実施した上でいじめを起因とする重大事態か否かを判断する。

(2) 重大事態への対処

① 重大事態が発生したと判断した場合は、教育委員会に速やかに報告する。

② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、警察や児童相談所等、関係諸機関と適切に連携する。

④ 調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の児童や保護者に説明するなどの措置を行う。

⑤ 上記調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

⑥ 情報の共有及び提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

⑦ 校長は、当該調査に係る重大事態（疑いがあると認められるときも含む）の事実関係、その他の必要な情報等について、素早く鶴岡市教育委員会を通じて鶴岡市長に報告する。

1 1 校内研修について

(1) いじめの理解、組織的な対応等に関する研修

- 4月に、「朝陽二小学校いじめ防止基本方針」に係る研修を行い、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、情報共有等、組織的な対応について共通理解を図る。あわせて、いじめゼロに向けて「達成目標」及び「いじめ防止等の取り組み」について確認する。
- いじめに係る研修を年間計画に位置付け、学期に一度、いじめ等生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行い、教職員の共通認識を図る。
- 児童の心を醸成し、いじめを含む生徒指導上の諸問題の未然防止につなげるために「特別な教科・道徳」の授業の充実、「生徒指導の機能を生かした授業づくり」についての研修を行う。
- 教員が、インターネット上のいじめの現状等の理解を深め、トラブルが発生した場合の対応を迅速、確実に行うことができるようにするために、研修等を行う。

(2) 児童理解研修

- 学習面及び生活面において何らかの困難性を抱える児童に対して、その一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、適切な教育的支援及び指導を行うことで、困難性を改善・克服をめざし当該児童の持てる力を高めることができるように、個別の支援及び組織的・継続的対応等について共通理解を図る。
- いじめ等生徒指導上の問題を抱える児童に対して、一人一人の家庭環境や人間関係等を的確に把握し、適切な教育的支援及び指導を行うことで、問題を克服し、当該児童がより良い人間関係を築き互いを尊重し合って生活していくことができるように、個別の指導及び組織的・継続的支援等について共通理解を図る。
- 児童理解研修は、毎週水曜日の集会時にも行い、情報の共有と個別の指導等について全職員で共通理解を図る。
- 各学年会の時間にも、随時児童理解に関わる情報交換等を行う。

(3) カリキュラムマネジメント研修（学年会等）

総合的な学習の時間や学校行事、委員会活動等の特別活動が、各教科及び道徳等で学ぶ「生命」や「人権」、「思いやり」等のいじめ防止につながる学習内容の理解を深め、自主的・実践的に学ぶ場となるように年間指導計画を組み立て、より良い人間関係を築き互いを尊重し合って生活していくことができるようにする（いじめの未然防止）。

1 2 学校評価について

(1) いじめ問題への対応と評価の基本的な考え方

学校評価においていじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底するとともに、児童や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むようにする。

(2) 学校評価の進め方

①自己評価

- 教職員を対象に、市教育委員会作成の評価項目及び様式を参考に、「達成目標」及び「いじめ防止等の取り組み」等についての自己評価を行う。
- いじめ防止対応委員会は、自己評価の結果を踏まえ改善方策をとりまとめ、報告書を作成する。

②学校関係者評価

- いじめ対応委員会は、学校いじめ防止対策委員以外の学校職員、PTA役員保護者、学校運

営協議会委員等により、報告書（自己評価結果、改善方策等）の内容について、意見交換や活動観察等を通じて評価を実施する。

○評価の結果について、いじめ防止対応委員会がとりまとめる。

③自己評価及び学校関係者評価の結果の報告

○学校関係者評価の結果を踏まえ、必要に応じていじめ防止対応委員会が改善方策等の見直しを行い、報告書（自己評価結果、学校関係者評価結果、改善方策等）を市教育委員会に提出する。

1 3 その他

（１）校内におけるいじめ防止等に対するＰＤＣＡサイクル

○いじめ防止のための組織が策定した長・短期計画に基づき、組織的対応による、いじめの問題の未然防止、早期発見、早期対応の取組を徹底し、その都度取組状況を児童の視点で、客観的に振り返り、改善を図っていく。

○早期発見、早期対応の手順を、全教職員が共通理解を図り徹底するために、各児童の「チェックリスト」を作成し、それを基にして情報交換するなど、具体的に活用していく。

○毎週水曜日の終会の場で、「気になる児童」をクラスごとに出し合い、現状の報告や、全教職員がサポートすることなどを確認する時間を設ける。

○各学期末の職員会議において、いじめの問題への成果と課題を確認しながら、改善の方策を明確にし、全教職員で共通理解を図る。

（２）地域や家庭におけるいじめ防止等に対するＰＤＣＡサイクル

○いじめに係る学校基本方針やその取組、学校評価アンケートの集計、いじめアンケートの結果等について家庭にお知らせしたり、学校運営協議会でお知らせしたりする。それらを通し、いじめの問題の認識を広めると共に、家庭や地域との緊密な連携協力を図り、子どもを中心に置いた、学校・家庭・地域の「信頼のトライアングル」を大切にしたい学校づくりに努める。

（令和6年4月17日 改訂）